

甲府市上下水道局D X推進プラン策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

業務部業務総室

総務課業務効率係

甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、専門知識・技術・経験を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から本業務に対する資質及び企画・立案能力等総合的に優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選考するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務

3 業務内容

別紙「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 提案価格上限額

金6,853,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は、提案価格上限額を超えてはならない。

6 参加資格要件

参加できる者は、令和7年度甲府市入札参加有資格者名簿（物品）に登録されている者であり、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）本業務に係る公告の日から契約締結の日までの間に、甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱、甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- （5）直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

- (6) 令和2年度から令和6年度までに、国または地方公共団体等の本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。
- (7) ISO27001の資格を有する者であること。

7 スケジュール

プロポーザルの実施に係るスケジュールは次のとおり予定する。

No.	項目	日時
1	プロポーザル実施の公告	令和7年5月 8日(木)
2	質問受付期間	令和7年5月 8日(木) から 令和7年5月15日(木) まで
3	質問回答日	令和7年5月22日(木)
4	参加申請書提出期限	令和7年5月29日(木) まで
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月 2日(月)
6	企画提案書、提案価格書等の受付及び提出期限	令和7年6月12日(木) まで
7	プレゼンテーション	令和7年7月上旬 別途通知
8	優先交渉権者等の選考	令和7年7月上旬
9	選考結果の通知	令和7年7月上旬 別途通知
10	契約手続等	令和7年7月上旬 から随時

8 問い合わせ先及び提出先

〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
 甲府市上下水道局 業務部 業務総室 総務課（以下「担当部署」という。）
 電 話 055-228-3317
 F A X 055-237-4331
 メールアドレス joutesoumu@city.kofu.lg.jp

9 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年5月8日(木) から令和7年5月15日(木) 午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務質問書」(第1号様式)を用いて、電子メールでの提出とする。件名に【[参加事業者名]:「質問書」】と明記し、担当部署まで送付すること。また、電話にて書類到着の確認をすること。

(3) 回答方法

令和7年5月22日(木) までに甲府市上下水道局ホームページへ掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 留意事項

プロポーザルに係る内容以外に対する質問には回答しない。

10 参加申請

(1) 提出書類

No.	書類名	備考
1	参加申請書（第2号様式－1）	担当者等を記載すること
2	事業者概要等整理表 （第2号様式－2）	所在地、資本金、従業員数、事業者の経歴、 業務内容等が確認できること
3	財務諸表（任意様式）	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書
4	業務受託実績表 （第2号様式－3）	令和2年度から令和6年度まで受託実績等
5	同種または類似業務受託実績に おける契約書の写し（任意様式）	実績を証明できる書類も可とする
6	国税及び地方税に滞納がないこ との証明書	直近2年間のもので、提出日3ヶ月以内の もの（写しも可）
7	誓約書（第2号様式－4）	

(2) 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

担当部署に持参または郵送とする。郵送とする場合は、電話にて書類到着の確認
をすること。

(4) 提出部数

代表者印押印のもの1部

(5) 提出書類の確認

参加申請書等に書類不備があった場合は失格とする。ただし、軽微な不備と認め
られ、速やかに提出または補完された場合はこの限りではない。

(6) 参加資格確認書による通知

通知予定日：令和7年6月2日（月）

参加申請者に対して、文書及び電子メールにて通知する。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙以外は任意様式）

イ 提案価格書（第5号様式）

(2) 提出部数

企画提案書：正本1部、副本8部、電子記録媒体（CDまたはDVD）1枚

提案価格書：正本1部

(3) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、日本語を使用するものとし、A4版縦置き、横書き、左綴り、
袋とじにて作成すること。なお、資料等でA3版を使用する場合は折綴りとす
ること。

- イ 表紙には「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務企画提案書」(第3号、第4号様式)を使用し、正本の表紙は第3号様式、副本の表紙は第4号様式を使用すること。
 - ウ 最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。
 - エ 資料等を含めA4版両面印刷で10枚程度とする。
 - オ 作成したデータについては、PDF形式で保存し、電子記録媒体(CDまたはDVD)にて1枚提出すること。電子データには印影不要だが、提出前に必ずウイルスチェックを行い、電子記録媒体ラベル面へ、業務名、事業者名、ウイルスチェック年月日、使用したウイルスソフトを直接印刷または油性ペン等により明記し、提出すること。
 - カ 提案内容については、別紙「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務審査項目一覧」の審査項目及び提案を求める内容に則して審査項目ごとに章立てし、記載すること。
 - キ 記載する内容はすべて本業務における実施内容として事業者が提示し、契約を締結する基本となるものであることに留意すること。
 - ク 実施内容ではなく、参考として記載が必要である場合には【参考】と明記すること。また、提案価格外の場合はかかる費用についても記載すること。
 - ケ 企画提案書の内容にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できるものとする。
- (4) 提案価格書の作成方法
- ア 「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務提案価格書」(第5号様式)を用いて作成すること。
 - イ 消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
 - ウ 積算根拠が分かる資料(任意様式)を別紙にて添付すること。
 - エ 提案価格書と積算根拠資料は、同じ封筒(長形3号)に入れて厳重に封かんし、封筒の表書きに参加事業者名を明記し、提出すること。
- (5) 提出期限
- 令和7年6月12日(木)午後5時まで(郵送の場合は必着)
- (6) 提出方法
- 担当部署に持参または郵送とする。郵送とする場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

1.2 プレゼンテーション

提出された企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 日程
 - 実施日：令和7年7月上旬
 - 実施時間や場所等の詳細はプレゼンテーション参加要請書により通知する。
- (2) 出席者
 - 3名以内
- (3) 実施方法
 - ア プレゼンテーション及び補足説明(20分以内)

イ 質疑応答（20分程度）

（4）留意事項

ア プレゼンテーションの説明にあたり電子機器を使用することは可能であるが、使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は参加事業者において用意すること。

イ プレゼンテーションは、企画提案書類等の内容を説明すること。

ウ 企画提案書類等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することは認めない。

（5）議事録の作成

プレゼンテーション及び質疑応答の内容についての議事録を作成すること。なお、議事録は契約事項の一部になることに留意すること。

（6）議事録の提出期限

プレゼンテーションの翌営業日午後5時まで（必着）

（7）議事録の提出方法

電子メールでの提出とする。件名に【〔参加事業者名〕：「議事録」】と明記し、担当部署まで送付すること。また、電話にて書類到着の確認をすること。

1.3 優先交渉権者等選考方法

別紙「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務優先交渉権者等選考方法」のとおり。

1.4 選考結果の通知

（1）選考結果の通知

審査を受けた各参加事業者に対し、文書及び電子メールにて選考結果を通知する。また、選考結果（優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名のみ）は甲府市上下水道局ホームページへ掲載する。

通知予定日：令和7年7月上旬

（2）選考結果の説明

選考結果通知の発送日から20日以内に限り、書面（任意様式）にて選考結果について説明を求めることができる。なお、提出方法は、持参または郵送とする。郵送とする場合は、電話にて書類到着の確認をすること。回答は、当該参加事業者の企画評価点と価格評価点の合計点及び順位に限り、審査内容及び他の参加事業者に係る回答は行わない。

1.5 契約手続等

（1）契約の締結

優先交渉権者選定後、速やかに仕様書等及び企画提案書類等並びにプレゼンテーションの内容に基づき契約条件等について協議のうえ契約を締結する。なお、協議における議事録は、交渉権者において作成するものとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

（2）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者と協議が調わなかった場合または契約交渉の相手方が 16 に定める失格事由に該当した場合は、次点交渉権者と協議のうえ契約を締結する。

16 失格事由

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 6 の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類を期限内に提出しなかった場合
- (3) 提出書類に不備または虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに正当な理由なく参加しなかった場合
- (5) 甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務受託者選考審査委員会（以下「委員会」という。）の委員または担当職員に対して、直接または間接的にプロポーザルに係る援助を求めた場合
- (6) 選考の公平性を害する行為やプロポーザルの手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (7) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

17 参加辞退

参加申請後に辞退する場合には、速やかに「甲府市上下水道局DX推進プラン策定支援業務辞退届」（第6号様式）を持参または郵送にて担当部署まで提出すること。郵送とする場合は、電話にて書類到着の確認をすること。なお、辞退は自由であり、以後辞退による不利益な扱いは行わない。

18 その他

- (1) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと委員会が判断した場合、プロポーザルを中止、延期または取消しすることがある。この場合、プロポーザルに係るすべての費用は、甲府市上下水道事業管理者へ請求できないものとする。
- (2) プロポーザルに係る必要な費用は、すべて参加事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画提案に係る提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 参加事業者は、プロポーザルにて知り得た情報等についてその一切を他に漏らしはならない。なお、プロポーザル終了後も同様とする。
- (5) 審査結果等についての異議申し立ては、受付しない。